

## ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用開始について

内閣官房・裁判手続等のIT化検討会取りまとめ(平成30年3月30日)

## 【フェーズ1】

電話会議に加えてウェブ会議等のITツールを積極的に利用したより効果的・効率的な争点整理の試行・運用



2019年度からにも特定庁での試行等による目に見える成果が期待される

## 新たな運用を開始する庁

- 2019年度(2020年2月頃)から運用を開始する庁
  - ・ 知的財産高等裁判所
  - ・ 地方裁判所8庁(東京, 大阪, 名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌, 高松)
  - ※ 東京, 大阪については, 一部の部で運用を開始
- 2020年度(2020年5月頃)から運用を開始する庁  
地方裁判所5庁(横浜, さいたま, 千葉, 京都, 神戸)
- 以後, 新たな運用を行う庁を順次拡大していく予定

## 現在の運用



## 新たな運用



## ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の目的

ウェブ会議等  
(ビデオ通話,  
ファイル共有等)  
を活用



双方向的な  
コミュニケーションや  
争点等についての  
認識共有を促進



充実した争点整理  
を実現